

民事訴訟法の思考フロー

第1 条文がある場合

民法の思考フロー（「請求→法的根拠→要件→効果」）のうち、「請求」を「主張」に置き換える以外は、民法と同様に考えればよい

Ex. 重複する訴えの提起の禁止

→主張：「第2訴訟は却下されるべきである」

法的根拠：142条

要件：①「裁判所に係属する事件」について

②「当事者」が

③「更に訴えを提起」

効果：「することができない」

第2 条文がない場合

「主張→法的根拠→要件→効果」のうち、「法的根拠」として「概念」を指摘し、解釈によって「要件」と「効果」（=規範）を明らかにしたら、あとは同様に考えればよい

1 主張

Ex. 「第一審判決の事実認定には違法がある」（控訴理由）

2 法的根拠（概念）

Ex. 弁論主義第1テーマ

3 要件（定義）・効果

Ex. 「裁判所は、当事者が主張しない事実を、判決の基礎としてはならない」

→「当事者」とは？（主張共通）

「事実」とは？（弁論主義の適用範囲）

補論1 「縦軸」×「横軸」

「縦軸」=請求の趣旨、訴訟物、法律上の主張、事実上の主張、証拠等の各レベル

「横軸」=訴訟提起前、訴訟提起時、審理中、判決時、後訴等の時系列

→その話が「縦軸」×「横軸」でどこに位置付けられる話なのかを整理

補論2 実体法と手続法

民事訴訟法（手続法）は、民法（実体法）上の権利義務の実現手続

→民法と民事訴訟法を切り離すことはできない（現実社会に「科目間の壁」は存在しない）

→「民事系（民法・民事訴訟法に加え、商法・民事実務基礎）で1科目」と捉えること

補論3 民事訴訟法と要件事実論

現実社会における民事訴訟は、要件事実論で動いている

→要件事実論がわからなければ、民事訴訟法は一生理解できない

→ざっくりとで構わないので、必ず、問題文を要件事実論で分析する

Ex. 弁論主義の適用範囲は主要事実（=請求原因事実や抗弁事実などの要件事実）

→当事者の主張した主要事実は何か？裁判所が認定した事実は主要事実なのか？